

資料

【議題5】

地域包括支援センターの体制強化（案）について

平成28年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成28年11月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

地域包括支援センターの体制強化について（案）

団塊の世代が全て 75 歳以上となる平成 37（2025）年の社会を見据え、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本とし、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を構築していく必要があります。

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核としての役割が期待されており、本市の「地域包括ケアシステム」の構築に向けては地域包括支援センターの体制の強化が必要と考えています。

1 「地域包括ケアの中核」を担うための体制強化

【考え方】 介護保険法の改正により、新たな包括的支援事業である「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」「地域ケア会議推進事業」の実施が市町村に義務付けられたことに伴い、各事業との連携等の新たな業務が生じることが予想されるため、地域包括支援センターの体制を強化し、日常生活圏域における地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

【現 状】 地域包括支援センター66 か所に職員 304 名を配置
（圏域内高齢者人口 6,000 人に対して専門職 3 名の基準配置）

2 認知症高齢者支援の強化

【考え方】 認知症高齢者が増加する中、認知症高齢者が多いと推測される地域で認知症の方の発見につながっていないなど、地域に潜在する認知症高齢者を発見するのが困難な地域があることが課題となっている。こうした状況に対して、認知症高齢者を早期に発見し適切な支援につなげるため、各区の認知症ネットワークの拡大を図るなど地域や支援機関の認知症対応力を強化し、認知症にかかる地域包括ケアシステムを推進するしくみを構築する必要がある。

【現 状】 各区に 1 か所の地域包括支援センターに初期集中支援推進事業を委託し、「認知症初期集中支援チーム」及び「認知症地域支援推進員」を配置